

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

さわやかフェア 2019 開催……………	2
行政改革を進めています……………	4
避難所開設訓練を実施します……………	7
第 42 回町マラソン大会参加者募集…	19
生涯学習フェスティバル開催……………	20

町親善訪問団・中学生親善大使派遣

8月16日～23日、町親善訪問団と中学生の親善大使24人が姉妹都市の米国ウイスコンシン州スーペリア市を訪問しました。
 8月19日には、スーペリア市内のピリングスパークにある友好庭園にて、姉妹都市交流に長年貢献した故・ジョセフ・ブラウ氏の功績を称えるセレモニー（写真右上）が行われ、その様子は米国のニュース番組でも取り上げられました。

さわやかフェア2019

日時:10月27日(日)午前9時30分~午後2時30分

問い合わせ さわやかフェア 2019 事務局:政策秘書課 ☎888-1111(736)

さわやかフェアは、町の健康・福祉・環境・産業・消防など
および町社会福祉協議会・町シルバー人材センターの事業
PRイベントです。今回も町商工会主催『商工まつり』、県立
医療大学の学園祭『創療祭』と同時開催になります。3つの
イベントが行われ、楽しい催しが盛りだくさんです。
※野外の催しは天候により中止になる場合があります

健康づくり展

- ▼健康標語表彰・展示
- ▼健康・歯つらつーコーナー
- ▼健康食試食・炊き込みごはん販売(チャリティーバザー)
- ▼適塩体験・健康クイズコーナー
- ▼食生活改善推進員活動報告
- ▼健康体操コーナー
- ▼薬剤師会活動報告
- ▼薬物乱用防止キャンペーン
- ▼食品衛生コーナー



産業生活展

- ▼霞ヶ浦浄化キャンペーン
- ▼緑のカーテンコンテスト表彰式
- ▼燃料電池車展示
- ▼消費生活展
- ▼消費生活セ

福祉展

- ▼障害者福祉協議会他・団体バザー
- ▼農作物・加工品・手芸品等販売
- ▼社会を明るくする運動キャンペーン
- ▼スベシャルオリンピック日本茨城PR
- ▼シルバリーハリハビリ体操
- ▼認知症カフェ(オレンジカフェ)
- ▼日本赤十字活動PR



動物愛護展

- ▼犬のしつけ教室
- ▼動物よろず相談
- ▼犬・猫の譲渡

会・バザー

生涯学習展

- ▼ふれあい地区館コーナー
- ▼達人バンク・青少年相談員活動PR
- ▼茨城教育の日PR

都市整備展

- ▼いぶきの丘阿見東事業推進PR
- ▼圏央道促進キャンペーン
- ▼上下水道パネル展示
- ▼水の飲み比べ



消防・救急展

- ▼消防車両展示
- ▼水消火器体験
- ▼住宅用火災警報器展示
- ▼消防団員募集案内

交通・防犯展

- ▼シートベルト体験
- ▼交通安全車両展示
- ▼反射材体感
- ▼反射材販売
- ▼ニセ電話詐欺防止PR

社会福祉協議会展

- ▼社協事業PR
- ▼ボランティア相談
- ▼共同募金キャンペーン
- ▼福祉バザー
- ▼ミニ手話講座
- ▼朗読体験
- ▼EM講習会
- ▼模擬店
- ▼チャリティー売店
- ▼介護なんでも相談

シルバー人材センター展

- ▼製作品展示販売(草人形・瓢箪(ひょうたん))
- ▼事業紹介
- ▼臨時入会説明会

その他

- ▼町国際交流協会活動PR
- ▼売店
- ▼町民活動センターPR
- ▼男女共同参画センターPR
- ▼チャレンジいばらき県民運動PR
- ▼茨城大学PR
- ▼広報活動アクト
- ▼赤ちゃんテント

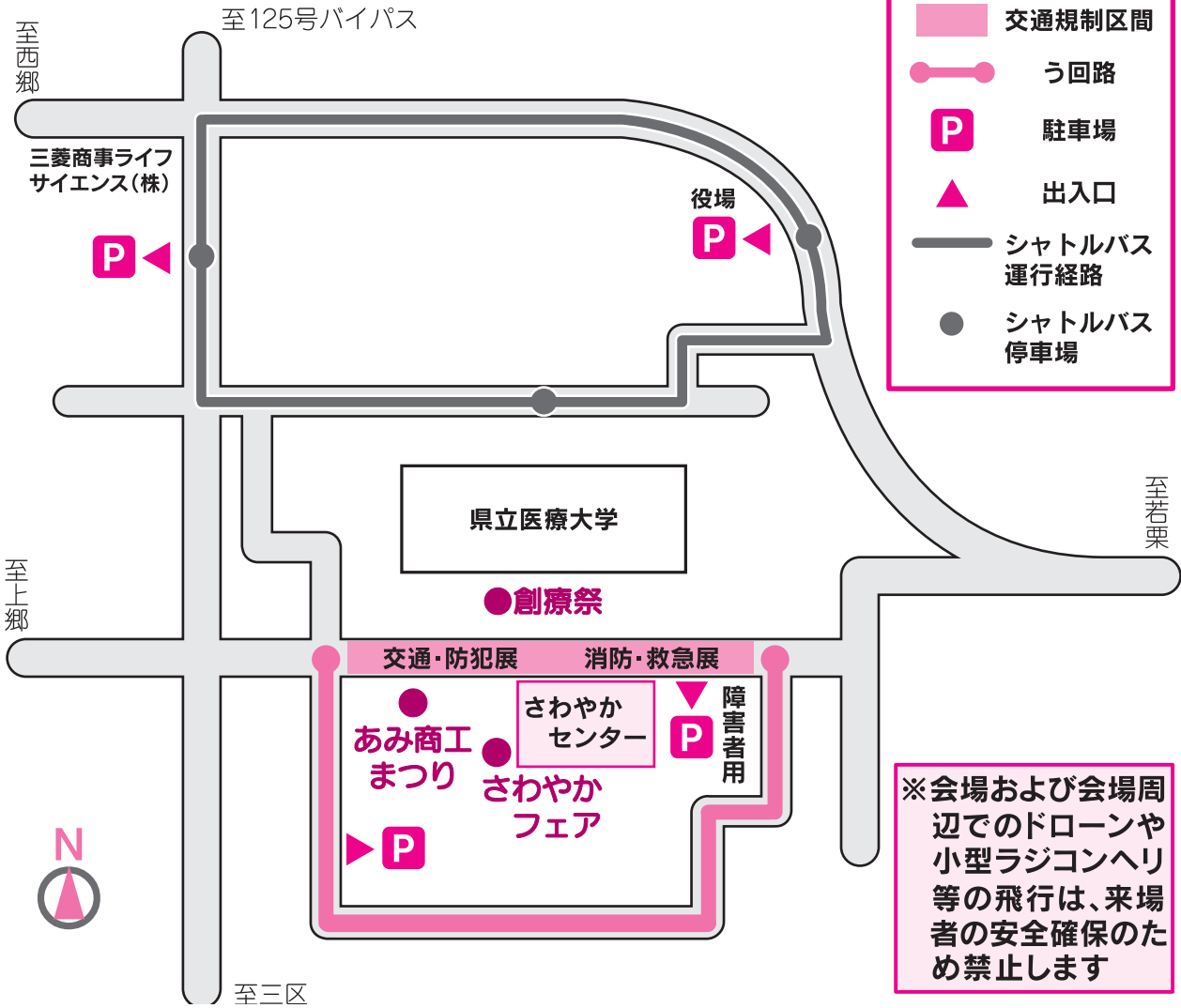
合同でスタンプリーを実施します

今年度も、創療祭、商工まつりと合同企画でスタンプリーを実施します。

3つの会場を回って、スタンプリー設置店でお買い物等をしてスタンプリーを集めた人に数量限定で景品を差し上げます。

ぜひご参加ください。

会場案内図



● **駐車場**
会場付近の駐車場は混雑が予想されます。また、さわやかセンター構内駐車場(障害者用)は一般の来場者のご利用はできませんので、役場駐車場・三菱商事ライフサイエンス(株)駐車場をご利用ください。各駐車場を循環するシャトルバスを運行しますので、そちらをご利用ください(上図参照)。 ※喫煙は指定場所で行います

● **交通規制を実施**
『さわやかフェア』開催に伴い町道の一部を交通規制します。当日は、う回路をご利用ください(上図参照)。
また、規制時間内は路線バス荒川沖駅東口〜県立医療大学間は、『県立医療大学』停留所が利用できなくなるため、う回巡行(阿見中央公民館発着)となります。詳細は、関東鉄道(株)土浦営業所(☎82215345)までお問い合わせください。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。
▼ **規制時間** 午前9時〜午後4時
▼ **規制内容** 車両通行止

同時開催

県立医療大学

第25回 創療祭

日時:10月26日(土)・27日(日) 午前9時30分から 問い合わせ:県立医療大学教務課 ☎840-2108

町商工会

あみ商工まつり2019

日時:10月27日(日) 午前9時30分〜午後4時 問い合わせ:町商工会 ☎887-0552

行政改革を進めています



問い合わせ 財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)
 メール: zaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

新しい「行政改革大綱」および「行政改革大綱実施計画」を策定しました

町では、平成25年度に策定した行政改革大綱に基づき、平成26年度から30年度までの5か年計画で行政改革に取り組んできました。

このほど、前大綱の計画期間が平成30年度をもって終了となることから、令和元年度からの新たな指針となる行政改革大綱を策定しましたので、内容の一部を紹介します。

① 財政硬直化の改善

将来にわたって時代に合わせた町民ニーズに対応できるよう、財政硬直化を改善するため、事業の選択と集中を図り、固定的な経費を削減するとともに、税や料金などの財源確保に努めます。また、地方公営企業および特別会計の自立した経営を推進し、一般

財政硬直化とは



歳出の中で固定的な経費の割合が高くなっている状態

会計における繰出金の抑制を図ります。

▼重点目標：『令和5年度までの5年間で40事業以上の外部評価を行い、対応方針を予算編成に反映させる』など

② 将来を見据えた資産の管理と組織の効率化

将来の町民に負担を残さぬよう、公共施設やインフラ、基金、町債などの資産を長期的な視点で管理します。また、将来を見据え組織の効率化に努めるとともに、人材育成を進め職員一人ひとりの能力向上を図ります。

▼重点目標：『令和元年度から令和5年度までの5年間で公共施設の延床面積を2000㎡以上削減する』など

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

町民と行政が協力してまちづくりを進めるため、町民参画の仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティア団体やNPO、地域の団体がそれぞれの役割を積極的に果たすことが

できるよう、支援を行います。

▼重点目標：『町民活動センターに登録する市民活動団体を90団体以上(内NPO法人19法人以上)とし、団体の自主的な活動を支援する』

行政改革取り組み状況

このほど、平成30年度の取り組みをまとめましたので、主な内容を一部抜粋してお知らせします。

① 財政健全化の推進

●事務事業の見直し
 ▼行政評価における外部評価制度の確立：行政改革推進委員会において8事業の外部評価を行いました

▼入札・契約方法の見直し：平成30年度から公正性の確保を図るため、入札通知システムおよび電子入札システムを導入しました

▼公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進：霞クリーセンターなど2施設の個別施設計画を策定しました

●財源の確保

▼町税の収納率向上：差押などの取り組みにより前年度の96.5%を上回り、96.9%となりました

▼保育料の収納率向上：滞納

整理及び児童手当からの特別徴収等の取り組みにより前年度の97.6%を上回り、97.8%となりました

●特別会計の健全化

▼ジェネリック医薬品の利用促進：自己負担額の軽減額等の通知および広報等の啓発により前年度の74.8%を上回り、78.9%となりました

② 経営型行政運営の推進

●人材育成と組織運営の推進
 ▼公平で公正な人事評価制度の確立：平成30年度の評価結果を次年度の昇給に反映させました

●民間活力の積極的活用

▼災害時応援協定の拡充：静岡県御殿場市と災害時相互応援協定を締結したほか、8つの事業所等と災害に関する協定を締結しました

③ 町民参画と協働のまちづくりの推進

●町民と行政の協働
 ▼ボランティア団体やNPOの育成・支援：市民公益支援制度により、提案された取り組みから選定された2事業を支援しました

固定資産

固定資産税(土地・家屋・償却資産) に係る調査にご協力ください

税務課固定資産税係 ☎888-1111 (153 ~ 155・703)

税務課では、空中写真等の情報を活用し固定資産税(土地・家屋・償却資産)に係る調査を随時行っています。この調査は、公正かつ適正な課税を目指すために行うものです。調査には、名札および固定資産評価補助員を証する身分証明書を携行した税務課職員が伺いますので、ご協力をよろしく願います。

なお、所有者から連絡をいただくことで、より迅速に調査に伺うことが可能になりますので、土地の用途変更・家屋の新築・増築・用途変更・取壊し等を行ったときは、税務課へご連絡をお願いします。

土地・家屋に係る調査について

固定資産課税台帳(以下、台帳といいます)の登録内容と現況を照合し、土地については、台帳に登録された課税地目からの現況用途の変更状況について調査を行います。家屋については、台帳に登録されていない新築・増築・用途変更や取壊し等の調査を行います。調査により把握した情報をもとに台帳を更新します。

■調査の流れ

- 1 台帳情報と現況に不一致の可能性があった場合、税務課職員が現地を訪問します
- 2 路上から外観目視により調査します。この時点で調査が終了すれば③④の手順は省略します
- 3 敷地内での調査が必要な場合はお声掛けします。不在等の場合には、後日調査に伺う旨を通知します
- 4 実測等の調査を行います。原則、お立会いは不要です。ただし、所有者や建築年等についてお話しをお聞きすることや、内部調査が必要な場合はお立会いをお願いすることがあります
- 5 調査の結果、必要に応じて台帳の内容を更新します(これにより、固定資産税額に変更がある場合があります)

固定資産税上の『家屋』とは？

屋根があり、外壁・シャッター等で3方向以上が囲われており、基礎などで物理的に土地に固着していれば、課税対象の『家屋』にあたります。

なお、店舗・事務所・車庫・物置など、どのような建物でも『家屋』としての要件を満たしていれば課税されます。また、床面積は判断の要件ではありませんので、床面積が小さくても課税対象になります(10㎡以下で建築確認が不要とされる増築などでも課税されます)。

償却資産(事業用資産)に係る調査について

償却資産は土地・家屋と異なり、所有者から所有する償却資産についての申告を受け、その申告内容をもとに課税することとされており、償却資産の所有者は毎年1月1日現在における状況について申告する義務を負います。今年新たに町内で事業を始められた個人・法人や既に事業を始めていて償却資産を所有しているものの、未申告である個人法人に対しては、申告期間前に償却資産申告の用紙を郵送しますので、お電話などによりご連絡ください。

償却資産を所有していると思われる個人・法人が申告していない場合、または申告しているが申告内容に不明点等がある場合には、国税申告資料や固定資産台帳等の内容を確認する実地調査を行うことがあります。調査に際しては事前にご連絡いたしますので、ご協力をよろしく願います。

『償却資産』とは？

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産を基本的に指します。「事業」とは、一定の目的のために、一定の行為を継続的・反復的に行うことをいい、必ずしも営利または収益を得ることを直接の目的とすることを要しません。

そのため、「個人が住宅の屋根に設置した太陽光発電設備」や「アパート等の貸付を行っている場合の駐車場アスファルト舗装や植栽等外構工事」、「会社等が社員の利用に供する福利厚生施設」も事業の用に供することができる資産に含まれる場合があります。

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

『町男女共同参画センター運営協議会』が新しいメンバーを迎え始動しました



町男女共同参画センターは男女共同参画社会の実現に向けての推進活動の拠点として町民への周知啓発活動をはじめ、事業を推進するために運営協議会を設置し、センターの運営や事業の企画実施について協議を行います。

運営協議会は12人の委員で構成され、任期は2年間、年5回会議を開催します。

『男女共同参画センターパネル展』を開催します

男女共同参画センターでは、事業の啓発を図るため『さわやかフェア2019〔10月27日(日)開催〕』において、パネル展を開催します。県では職場・地域・家庭等での男女共同参画への関心と理解を深め、さまざまな活動が積極的に行われるように11月を「茨城県男女共同参画推進月間」と定めています。

また、毎年11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間でもあり、この時期に合わせて、町でも中央公民館1階ロビーにてパネル展示を行います〔11月12日(火)～22日(金)〕。皆様のご来場お待ちしております。



▲さわやかフェア2018での展示



▲中央公民館での展示



▲「女性に対する暴力をなくす運動」シンボル

『人権啓発講演会』を開催します

町では、男女共同参画社会の実現のため、町民の皆さんの意識の向上と広い視野を養うことを目的とし講演会を開催しています。今年度は下記のとおり人権啓発講演会を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

- ▼講 師:ダニエルカール氏
- ▼日 時:12月8日(日)午後1時45分開演(1時15分開場)
- ▼場 所:本郷ふれあいセンター
- ▼主 催:▽阿見町▽阿見町教育委員会
- ▼共 催:▽県県南地域人権啓発活動ネットワーク協議会
▽土浦人権擁護委員協議会▽水戸地方法務局土浦支局

※詳細は後日お知らせします

避難所開設訓練



期日: 11月9日(土)
時間: 午前8時30分から

を実施します

防災危機管理課防災係 ☎888-1111(277)

町は、首都直下地震（茨城県南部地震）が発生し、町域で震度6弱の本震を観測した想定で、避難所開設訓練を実施します。

この訓練は、町内で地区防災計画を策定した行政区のうち、訓練参加を希望する行政区を対象に協働で実施し、避難所直行職員（発災時に避難所に直行し開設作業を行う町職員）による避難所開設訓練と自主防災組織（各行政区の防災組織）による災害時を想定した避難行動訓練を同時に実施し、行政・自主防災組織双方の災害対応能力の向上を図ることを目的に実施します。

開催場所

下記の4施設および町役場本庁舎において同時開催します。

▼阿見第一小学校 ▼あさひ小学校 ▼旧実穀小学校 ▼旧吉原小学校

主な訓練メニュー

訓練に参加する自主防災組織と町の協働による、より実践的な訓練を目指します。

■避難行動訓練

各行政区の地区防災計画における避難計画等に基づき、発災直後の初動対応を実施する訓練

■避難所開設訓練

町職員が各指定避難所に直行して、避難所を開設する訓練

■情報発信・収集訓練

あみメールやツイッターなどにより、住民に対し災害情報等を発信する訓練

■災害対策本部員訓練

町災害対策本部員が参集し、災害対策本部会議を開催する訓練

※上記内容以外にも、各種訓練を併催します。訓練内容の詳細については、決定次第、町ホームページに掲載します



訓練実施に伴うお願いとご案内

- 訓練開始日の午前8時30分ごろに、町内全域を対象に防災行政無線の訓練放送を実施する予定です
- 訓練前日および当日に、あみメール・ツイッターにより訓練情報を配信する予定です
訓練メールなので災害発生と間違わないように注意してください。



■あみメールおよびツイッターの登録のお願い

- 訓練当日は、「情報発信・収集訓練」により、災害に関する各種情報（被害情報・避難所開設情報等）の訓練メールおよびツイッターを配信する予定です
- 災害時もメールやツイッターは貴重な情報収集源となります。これを機に右記または28ページ記載の二次元コード（あみメール登録用ページに繋がります）等にて、ぜひ受信登録をしましょう



自分たちのまちは、自分たちで守る！

第51回町消防団消防ポンプ操法競技大会開催

防災危機管理課消防係 ☎888-1111 (279)

『第51回町消防団消防ポンプ操法競技大会』が開催されました

7月28日、稲敷広域消防本部阿見消防署において、第51回町消防団消防ポンプ操法競技大会が開催されました。当日は、朝方に雨天、日中は晴天となる変化の激しい天候の中、町内の全消防分団が、ポンプ車操法を行い、大会に向けて日夜訓練した成果を披露しました。

その結果、第7分団（二区南・二区北・住吉・一区・本郷）が昨年度に引き続き優勝しました。

優勝した第7分団は、10月20日に稲敷市で行われる『第70回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会』に町代表として出場する予定です。

▼大会結果

順位	分団名
優勝	第7分団
準優勝	第6分団
第3位	第13分団
第4位	第4分団
第5位	第12分団

▼個人の優秀賞 ※同点の場合、同位表彰とする

隊員	氏名	所属分団
指揮者	石引大介	第13分団
	塚原一男	第7分団
1番員	村山真一	第1分団
2番員	荒井啓太	第7分団
3番員	小島広和	第7分団
4番員	笥田裕昭	第6分団

※消防ポンプ操法競技大会とは

消火活動の基本的動作を競技化したもので、集合地点から約60メートル先に設置してある標点を火点とみなし、各団員の安全性・確実性・迅速性を競うものです。



▲優勝した第7分団



▲標的に向かって放水



▲第2線延長

あなたも地域の安全・安心を守る消防団に入りませんか？ 消防団員募集

消防団は、本業を持ちながら『自分たちのまちは、自分たちで守る』という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍しています。団員の年齢層は幅広く、会社員・自営業者・学生などさまざまな人が参加し、消火活動・火災予防広報活動・応急手当の指導・防犯活動を行っています。

これらの消防活動のなかで身についた技術は、自身や家族、地域の身近な人たちを災害から守ることに役立ちます。あなたの力を安全安心なまちづくりのため、ぜひともお貸しください。

▼応募条件:町内に在住または通勤・通学している18歳以上の健康な男女

▼団員待遇:年額報酬・災害および訓練等の出場手当支給あり、活動時のけがなどに対する補償・入院見舞金等の支給あり、一定期間勤続の場合退職報奨金支給あり

▼申込・問い合わせ:防災危機管理課消防係 ☎888-1111(279)

安全・安心な生活のために

防犯対策を!!

生活環境課 ☎888-1111 (253-254)

安全・安心な生活のために、防犯意識・防犯対策を欠かすことはできません。常日ごろから防犯意識をもって、その予防・対策に取り組み、皆さんで犯罪のないまちづくりを実現しましょう。

防犯ボランティア団体募集中!

町には、行政区やPTA等により組織された防犯ボランティア団体があり、その活動は『子ども・地域の見守り』『地域の犯罪抑止』『地域の防犯意識の向上』等に大変大きく貢献しています。

泥棒が犯行をあきらめる理由に『近所の人に見られたり、声をかけられた』などが挙げられています。犯罪者は、地域の人たちから声をかけられることを非常に嫌います。「おはよう」や「こんばんは」といったあいさつだけでも十分です。ぜひ、皆さんの活動によって安全・安心な地域社会を築いていきましょう。

防犯ボランティア団体の立ち上げ方

行政区・PTA・会社等で、防犯ボランティア団体を結成する場合には、『団体のリーダー』『パトロール方法』『団体の規約』等を生活環境課へご相談のうえ申請をしてください。

地域防犯活動支援事業

町へ防犯ボランティア団体の登録をいただければ、『阿見町地域防犯活動支援事業要綱』に基づき、下表の物的支援を受けることができます。

活動用品	1組織に支援する数量
反射腕章	20枚まで
反射タスキ	20本まで
車両用マグネットステッカー	10枚まで
のぼり旗	40旗まで
のぼり旗用ポール	20本まで
防犯ベスト	20枚まで
防犯キャップ	20個まで
合図灯	10灯まで



防犯パトロールの方法

- ▼『気楽に!』 気負わずに日常生活の一部として気楽にやりましょう
- ▼『気長に!』 短期間でパトロール効果は表れません。気長に続ければ、防犯の輪が広がり犯罪の起こりにくい環境が醸成されていきます
- ▼『危険なく!』 事故や怪我をしてはパトロールを継続することが難しくなってしまいます。危険なことをする必要はありません

青色防犯パトロール

町へボランティア団体の登録をし、青色防犯パトロール実施者証を取得した団体には、町の青色防犯パトロール専用車両の貸し出しを行っています。平日を基本に貸し出しを行っていますので積極的にご利用ください。詳細は上記にお問い合わせください。

全国地域安全運動期間

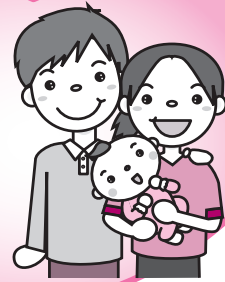
10月11日(金)～20日(日)の10日間



子育てを応援します

みなさん、こんにちは。
朝夕と空気が涼しくなり日に日に秋めいてきました。
朝晩の気温差で体調を崩さないよう、気をつけましょう。
今回の子育てシリーズは、子どもとの関わりの中での
「子育ての悩みについてのQ&A」です。

R01
子育て



人見知りがひどく、困っています。

人見知りの時期は信頼関係と愛情がより深まる大切な時期でもあります。お子さんはおうちの人そばにいて安心しながら、まわりのいろいろな人の存在に興味を持ち始めます。そして少しずつ成長しながら、安心できる人とそうではない人を見分けるようになってきます。「大丈夫だよ」とお子さんが安心できるよう声をかけながら、新しい環境やいろいろな人と関わる場を持つことによって慣れていき、人見知りが徐々になくなっていくこともあるので、あせらずゆったりとした気持ちでいきましょう。



年の離れた子が生まれ、上の子の落ち着きが無くなってしまいました。どうすればよいですか。

かわいい赤ちゃんが生まれ、上の子も嬉しい気持ちでいたことと思います。しかし、今までおうちの人からの愛情を一身に受けていた環境から一転して、大好きなお母さんと自分との関係に変化が現れたことで気持ちが葛藤しています。この時期は今まで以上に関わりをたくさん持つことが大切です。歳が離れているということで、小さい子への思いやりの気持ちが芽生えている様子なら、時には下の子のお世話を一緒にしてみてもいいかもしれません。「さすがお兄ちゃん(お姉ちゃん)だね」とほめてあげることで少しずつ上の子としての自覚や自信がわいてくることと思います。



家の中が玩具で散らかってしまいます。どうすれば片付くでしょうか。

子どもが夢中で遊んでいるとどんどん玩具が散らかってしまふことがありますね。

ルールが分かる年ごろになってきたら「テレビを観る時は玩具を元の場所に戻す」等片付けのルールを決めると良いでしょう。また、写真やイラストを貼る等視覚的に分かりやすく、子どもが片付けやすい収納場所を用意することも良いと思います。ただ、急いで片付けなければいけない時もあると思います。その際は玩具を「とりあえず」入れておける箱等を用意しておくとう便利です。片付けが上手にできたらたっぷりほめてあげて、片付けが身についていくといいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

ご利用ください！ 介護保険

介護保険のサービス を利用するには？

介護 保険

高齡福祉課介護支援係 ☎888-1111 (144-726)

日常生活に不自由を感じるようになり、介護保険のサービスを利用したいとき、どのようにすれば良いのでしょうか？
今回は在宅で介護サービスを利用する手順をご紹介します。

利用までの手順

1	申請
2	認定 要介護 主治医の意見書 審査会の判定
3	認定結果通知
4	地域包括支援セン ター・居宅介護支 援事業所への依頼
5	介護サービス計画作成
6	サービスの開始

1 申請

在宅で介護サービスを受けるためには要介護認定の申請が必要です。高齡福祉課の窓口で申請を行ってください。本人や家族が申請に行けない場合、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうことができます。65歳以上の人は、介護や日常生活の支援が必要になったとき、どなたでも申請することができますが、40～64歳の人は「特定疾病（16種類）」により介護や支援が必要となった人が対象です。

● 申請に必要なもの

- ▼ 介護保険要介護・要支援認定申請書：高齡福祉課の窓口にあります
 - ▼ 介護保険被保険者証：65歳以上の人
 - ▼ 健康保険被保険者証：40～64歳の人
 - ▼ 身分証明書：窓口に来られる人と本人の身分が証明できるもの
- ※申請書には本人の氏名や生年月日などのほかに、意見書を依頼する主治医（かかりつけ医）の氏名、医療機関名を記入していただくようになります。事前にご確認のうえ、申請をお願いします

2 要介護認定

認定調査：町の調査員が自宅を訪問し、心身や生活状況について、74項目の調査を行います。調査には本人のほか家族にも立ち会いをお願いしています

※調査の主な内容は、▼ベッド・布団から起き上がれますか？ ▼1人で買物に行けますか？ーなど

● 主治医の意見書：申請書にご記入いただいた主治医（かかりつけ医）に町が依頼し、心身の状態や生活機能について意見書を書いてもらいます

審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

● 審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

● 審査判定：認定調査の内容と主治医意見書をもとに、保健・福祉・医療の専門家による『介護認定審査会』において介護の手間のかかり具合や、状態の維持・改善の可能性について審査を行い、7段階の要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）、または非該当のいずれかに判定します

3 認定結果通知

認定結果を郵送でお知らせします。原則として、申請日から30日以内に届きます。

4 地域包括支援センター！ 居宅介護支援事業所への依頼

介護保険のサービスを在宅で受けるためには、事前に介護サービス計画を作成する必要があります。要支援1・2の人は地域包括支援センターに、要介護1～5の人は居宅介護支援事業所に連絡し、サービス計画（ケアプラン）の

作成を依頼してください。

※居宅介護支援事業所などの各サービス事業所の一覧は、高齡福祉課の窓口にて配布しています

5 サービス計画（ケアプラン）作成

『どのような目的でどんなサービスをどのように利用するか』という計画です。この計画に基づいてサービスを利用することができま

す。ケアプランは介護の知識を幅広くもった専門家であるケアマネジャーが本人や家族との面接・課題分析・サービス担当者会議―等を行いながら作成します。作成したケアプランは本人の同意を得て決定されます。計画の相談や作成についての利用者の費用負担はありません。

6 サービスの開始

居宅介護サービス・介護予防サービスは、5で作成したケアプランに沿って行われます。サービス費用の1割～3割が利用者負担となります。

※要介護・要支援認定者には、利用者負担の割合が記載されている『介護保険負担割合証』が交付されます

10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

10月から、子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が全国的に実施されます。

幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する3歳～5歳児クラスの子どもと、住民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスまでの子どもの利用料などが無料になります。

（子ども家庭課 ☎888-1111(116)）

対象	内容
▼幼稚園 ▼保育園 ▼認定こども園 ▼地域型保育事業等	●幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無料になります（※1） ●0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります
▼幼稚園の預かり保育	●町から保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから、利用日数に応じて月額11,300円までの範囲で無償化されます（※2）
▼認可外保育施設 （企業主導型保育事業含む） ▼一時保育事業 ▼病児保育事業 ▼ファミリー・サポートセンター	●保育所・認定こども園等を利用できていない人で、町から保育の必要性があると認定を受けた場合、3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化されます ●企業主導型保育事業については、標準的な利用料が無償化されます
▼就学前の障害児の発達支援	●就学前の障害児の発達支援を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料が無料になります（※3）

- ※1 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している場合は、25,700円までの範囲で無償化されます
 ※2 「保育の必要性の認定」の要件については、市町村ごとに異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください
 ※3 就学前の障害児の発達支援については社会福祉課 ☎888-1111(161) までお問い合わせください

幼児教育・保育の無償化にかかる申請手続き

幼児教育・保育の無償化に伴い、従来型の幼稚園や認定こども園の教育部分・認可外保育施設などの利用者を対象に、利用料等に対する給付（補助）を受けるために必要な教育・保育の認定制度（子育てのための施設等利用給付認定制度）ができました。

利用する施設などによって手続きが異なりますので、下記をご確認の上、各施設・サービス等を利用するまでに子ども家庭課へ申請してください。なお、ご不明な点等がございましたら、子ども家庭課までご相談ください。

※施設等利用給付の認定を受けていない状態で利用したサービスは無償化の対象とはなりません。必ず事前に認定を受けてください

●認可保育所等（新制度幼稚園・保育所・認定こども園等）を利用する子ども

既に施設型利用給付等の認定を受けているため、手続きは不要です。

※幼稚園や認定こども園の教育部分を利用している子どもで、預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、別途申請が必要です

●子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子ども

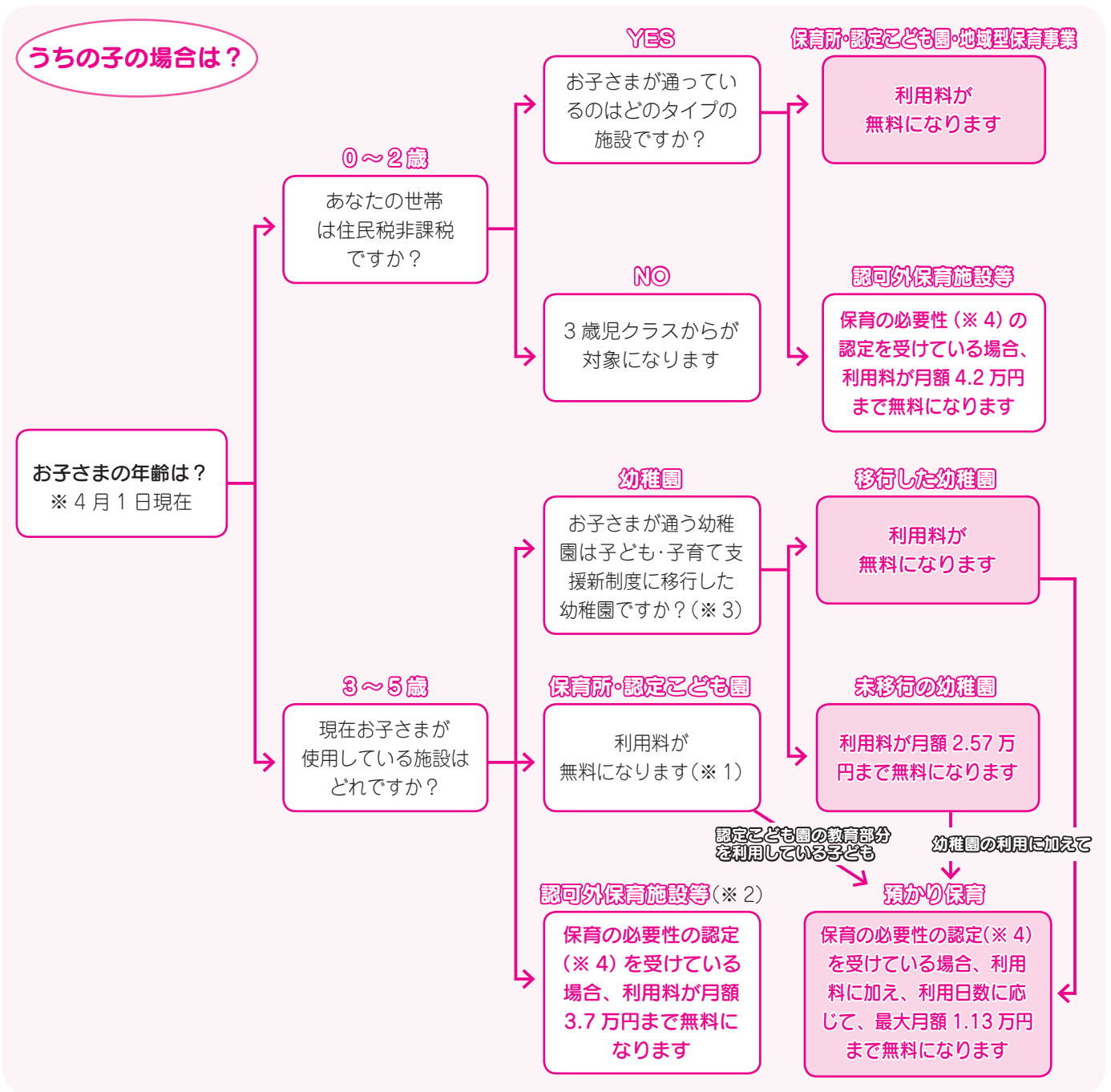
施設等利用給付の認定が必要です。

※利用料の他に、預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、別途申請が必要です

●認可外保育施設やその他のサービス（一時保育等）を利用する子ども

施設等利用給付の認定が必要です。

※お住まいの市町村から保育の必要性があると認定を受ける必要があります



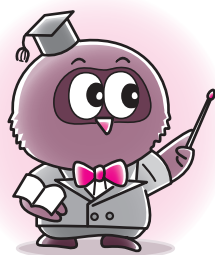
- 子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、未就学の子どものうち、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。ただし、年収360万円未満相当世帯は、生計を一にする子どもであれば、年齢制限はありません ※保育を利用している3歳以上の子どもはこれまで主食費(ごはん等)のみ負担となってきましたが、10月以降は副食(おかず・おやつ等)の費用も保護者負担になります
- 通園送迎費・食材料費・行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子ども(※5)は、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます

- ※1 地域型保育(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象です
- ※2 認可外保育施設に加え、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です
- ※3 通園している園が子ども・子育て支援新制度に移行したか不明な場合は、通園している園か子ども家庭課までお問い合わせください
- ※4 無償化の対象になるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、子ども家庭課までお問い合わせください
- ※5 第3子以降の子どもの数え方は、利用料の多子軽減と同様の数え方となります

もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

- 年金が受けられる要件
- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること
- ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること。または、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと
- ③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の前日までに該当するように、請求したとき

● 20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成29年8月から
 ※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止
 ※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日

● 20歳前に初診日がある場合
 20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左

日本年金機構から

■ 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

失業などの理由により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある人は役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

■ 問い合わせ

- ▼ 国保年金課 ☎888-1111 (136・137)
- ▼ 土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

表「20歳前に障害となった場合の所得制限」参照。

- 年金額（4月1日改定）
- ▼ 一級障害・97万5125円
- ▼ 二級障害・78万100円
- 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときには、年金の額が加算されます。
- 年金の加算額
- 加算対象の子が—
- ▼ 2人目まで（1人につき）… 22万4500円
- ▼ 3人目以降（1人につき）… 7万4800円

医療費の適正化にご協力を！

柔道整復師（整骨院・接骨院）

の正しいかかり方

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときは、国民健康保険が「適用される場合」と「適用されない場合」があります。柔道整復師へのかかり方を正しくご理解していただいたうえで、適正な施術を受けていただきますようお願いいたします。

※病院などの保険医療機関での「治療」と区別するため、柔道整復師では「施術」の表現が用いられています

■国民健康保険が適用される場合（保険証が使えます）

▼外傷性の骨折・脱臼・打撲および捻挫に対する施術

※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です

■国民健康保険が適用されない場合（保険証が使いません）

次のような施術は保険の対象とならないため、施術費用全額が自己負担となります。

▼日常生活による疲労・肩こり・腰痛など

▼スポーツによる筋肉疲労

▼脳疾患後遺症などの慢性病

▼症状の改善がみられない長期の施術

▼マッサージ代替りの利用

▼病院や診療所などで同じ負傷等を治療中のもの

▼労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

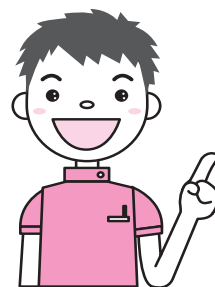
施術を受けるときの注意

■負傷の原因を正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や労災保険が適用される負傷の場合、国民健康保険は使いません。負傷の原因を正確に伝え、保険証が使えるかどうかをご確認ください。また、交通事故などによる第三者行為に該当する場合は、国保年金課に届出が必要です。

■療養費支給申請書の内容をよく確認して署名または捺印をしましょう

多くの整骨院などでは、柔道整復師が患者本人に代わり保険者に請求を行う「受領委任払い」の方法をとっています。施術を受けたときは、療養費支給申請書の受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に、原則患者の自筆による記入が必要です。署名または捺印をする際は「負傷原因・負傷名・日数・金額」をよく確認をしてください。



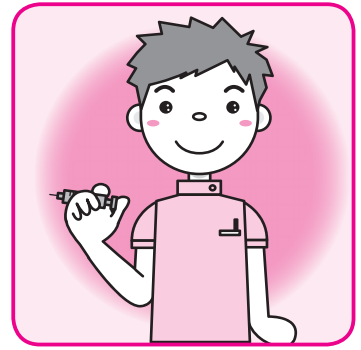
■領収証は必ず受け取りましょう

領収証は無料で発行することが義務付けられています。医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

施術内容についてお尋ねすることがあります

施術日や施術内容などについて照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位・施術内容・施術年月日の記録・領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようにご協力をお願いします。

インフルエンザ予防接種費用 を助成します



健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

町では、町内在住の生後6か月～中学3年生の人および65歳以上の人、また60歳以上65歳未満の特定の人が、インフルエンザ予防接種を受けた場合の接種費用の一部を助成します。

インフルエンザの症状は、高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などが突然現れ、風邪に比べて全身症状が強いことが特徴です。また、気管支炎や肺炎等を合併し、重症化することが多いと言われています。うがい・手洗い、マスクの使用などの予防とあわせて、流行前に予防接種を受けておく効果的です。

小児インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:令和元年10月1日時点で生後6か月～中学3年生の人
- ▼助成期間:10月1日(火)～12月31日(火)
- ▼助成額:①生後6か月～13歳未満:助成回数2回、1回につき1,000円
②13歳以上:助成回数1回、1,000円
※①②助成額を超えた差額は自己負担
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票(9月下旬発送)、母子健康手帳を協力医療機関に持参し、接種を受けます

高齢者インフルエンザ予防接種

- ▼助成対象:①令和元年9月30日時点で65歳以上の人
②令和元年10月1日から12月31日の間に65歳を迎える人
③60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を有する人
- ▼助成期間:10月1日(火)～12月31日(火)
 - ▼10月1日(火)～11月30日(土)の間に65歳を迎える人は誕生日～12月31日(火)
 - ▼12月1日(日)～12月31日(火)の間に65歳を迎える人は誕生日～令和2年1月31日(金)
- ▼助成額:2,000円(接種1回分のみで、接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担)
 - ※生活保護を受給されている人は自己負担が免除となりますので、必ず接種を受ける前に健康づくり課にご連絡ください。免除券を発行します
- ▼接種方法:インフルエンザ予防接種予診票を協力医療機関に持参し、接種を受けます
 - ▼①に該当する人には、9月下旬に予診票を郵送します
 - ▼②に該当する人には、65歳を迎える月の前月末に予診票を郵送します。ただし、65歳を迎えてからでないと接種することができませんので、ご注意ください
 - ▼③に該当する人には、10月初旬に予診票を郵送します(なお、10月～12月に60歳を迎える人には、誕生日から1週間以内に郵送します)ので、健康づくり課にご連絡ください

あなたとあなたの大切な人のために

がん検診を受けましょう



健康づくり課健康推進係（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

がんについて

■日本人の2人に1人は生涯のうち1度はがんにかかるといわれています

■がんは進行すればするほど治りにくくなる病気です

- ▼早期にはほとんど自覚症状がないため、定期的に検診を受けて早期発見を心がけましょう
- ▼多くのがんは早期に発見・治療すればそのほとんどが治癒できるといわれています

■生活習慣に気をつけることで、将来がんになるリスクが半減するといわれています

誰もがすぐに取り組めるがん・生活習慣予防の5つの項目（健康あみ5つのあいことば）の動画「みんなで取り組む健康づくり」をぜひご覧ください。みんなで声をかけながら健康的な生活習慣を身に付けましょう

※「みんなで取り組む健康づくり」動画（<http://www.town.ami.lg.jp/0000005822.html>）

動画のDVDの貸し出しを希望される人は、健康づくり課までお問い合わせください



がん検診について

■がん検診の目的は早期のうちに「がん」を発見することです

がん検診の対象は健康な人です。検診では「がんがありそう（要精密検査）」「がんがなさそう（異常なし）」ということを判定します。検診結果が「要精密検査」となった場合は、必ず精密検査を受けてください。

※検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんが見つけれない場合もあります

■国が死亡率を減少させる効果を認めて推奨しているのは次の5つのがんの検診です

検診名	対象・受診間隔	内容
大腸がん検診	40歳以上の男女 (年1回)	女性のがん死亡原因第1位。男性でも肺がん・胃がんに次いで死亡者数が多いです。 ▼検査内容:便潜血検査(検便)
肺がん検診		死亡数が男女合わせていちばん多いがんです。たばこだけが原因ではありません。たばこを吸わなくても検診を受けましょう。 ▼検査内容:胸のレントゲン撮影
胃がん検診		胃がんにかかる人は50代以降に多いです ▼検査内容:バリウムを飲んで胃のレントゲン撮影
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	40～50代女性のがん死亡原因第1位。女性の11人に1人が乳がんにかかるといわれています。 ▼検査内容:乳房のレントゲン撮影(マンモグラフィ検査) ※町では40歳以上の偶数年齢の人を対象にしています。また30代の方は超音波検査が受けられます
子宮けいがん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	20代後半から増えるがんです。早期発見すれば、妊娠・出産にも大きな影響はありません。 ▼検査内容:子宮けい部の細胞診 ※国では2年に1回の受診を推奨していますが、町では1年に1回検診が受けられます

※受診方法については、健康づくり課までお問い合わせください。町ホームページ(http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_4.html)にもがん検診に関する情報を掲載しています



町運動普及推進協議会だより



みなさん、お元気ですか？

運動の秋、涼しい風とともにウォーキングにでかけましょう！



町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民のみなさんに健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は、私たちの日ごろの活動について紹介させていただきます。

■ウォーキングコースの見直し

運動普及推進協議会では皆さんが気軽に、楽しく歩ける、町のウォーキングコースづくりを行なっています。今年度は、以前作成したコースについて、運動普及推進員が実際に歩き、安全面や見どころなどを確認したり、新しいコースの作成をしています。今後、新しいウォーキングコースを町ホームページに掲載していきます。

●手軽にウォーキングをはじめましょう

ウォーキングは運動不足の解消や生活習慣病を予防する効果があります。また、周囲の景色を見て楽しみながら歩くことは、心のリフレッシュになり、ストレス解消に役立ちます。短い時間の積み重ねでも、皆さんのライフスタイルに合わせて体を動かし、元気な体と心をつくりましょう。

●ウォーキングする際の注意事項

- ▼準備運動・整理運動はしっかりと行いましょう
- ▼水分補給を忘れずにこまめにとりましょう
- ▼交通ルールを守りましょう
- ▼体調にあわせて、無理しないようにしましょう

■つるかめ教室

町運動普及推進員が月に1回、各地区の公会堂等に出向き、体操等を行う「つるかめ教室」を開催しています。教室では、健康づくりや介護予防などを目的とし、転倒予防体操やリズム体操、レクリエーション等を行っています。現在は、14地区でつるかめ教室を実施しており、70～80歳代から90歳代の人も参加されています。どうぞ、お気軽にご参加ください。

■研修会

教室等に参加される人たちに、「わかりやすい」「楽しい」「面白い」と言っていただけるように、運動普及推進員は定期的に研修を受講し、知識や技術を高める取り組みをしています。

今年の2月にはレクリエーション研修会を、8月にはピラティスの研修会を行いました。研修の内容を地域に広め、皆さんがより健康になれるよう活動できることは大変うれしいことです。



■「さわやかフェア 2019」に出展します！

10月27日(日)に開催される「さわやかフェア 2019」において、体操のコーナーを設けます。運動普及推進員全員で、皆さんが楽しく体操ができるような企画をしています。ぜひ身体を動かしにご来場ください。

いきいき学びの町AMI

生涯学習フェスティバル

主催 町・町教育委員会

町では『いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル』として、10月から11月にかけてさまざまな行事を開催します。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

※期間中、毎週月曜日は休館となりますのでご注意ください



共に育む「教育の日」
講演会(無料)

期日 11月2日(土)

時間 午後2時～3時30分

場所 中央公民館

内容 『親と子のほじ良い関係』

講師 栗栖恵子氏(教育研究家)

定員 100人(定員で締切。全席自由)

申込期間 10月25日(金)まで

申込方法 ▼窓口・電話・ファクシミリで左記に申し込む▼ファク

シミリの場合講演名・申込者全員

の氏名電話番号を明記 ※1枚

につき4人まで申込可

■生涯学習課(中央公民館内)

〒300-0333 阿見町若栗

1886-1188 88-2526

888-0032



▲講師の栗栖恵子氏

**まちづくり探検隊
作品展**

期間 11月30日(土)～12月8日(日)

時間 午前9時～午後7時

場所 中央公民館 ※12月2日(月)

は休館

内容 小学3～6年生のまちづくり

探検隊作品展示

下村千秋記念

**読書感想文・感想画
コンクール作品展**

期日 11月30日(土)～12月8日(日)

時間 午前9時～午後7時

場所 中央公民館 ※12月2日(月)

は休館

内容 町内小学生・中学生のコンク

ル応募作品の展示

文化財展

期日 10月27日(日)～11月3日(日)

時間 午前9時～午後5時 ※10月

27日(日)は正午から。11月3

日(日)は正午まで

場所 中央公民館 ※11月3日(日)

は開館

内容 町文化財調査研究会による

展示

児童生徒作品展

期日 11月30日(土)～12月8日(日)

時間 午前9時～午後7時

場所 中央公民館 ※12月2日(月)

は休館

出展学校・保育所等 ▼小学校:阿見

小学校・本郷小学校・君原小

学校・舟島小学校・阿見第一小

学校・阿見第二小学校・あさひ

小学校 ▼中学校等:阿見中学

校・朝日中学校・竹来中学校霞

**人材バンク登録者の
紹介**

期日 10月27日(日)～11月3日(日)

時間 午前9時～午後5時

場所 中央公民館 ※11月3日(日)

は開館

内容 人材バンク登録者のプロ

フィール紹介と作品展示

芸術展

期日 10月27日(日)～11月3日(日)

時間 午前9時～午後5時 ※10月

27日(日)は正午から。11月3

日(日)は正午まで

場所 中央公民館 ※11月3日(日)

は開館

展示内容 ▼美術:日本画・水墨画・

洋画・植物画・書道・篆刻・写真・

ちぎり絵・木彫・陶芸・七宝焼・

絵手紙・獅子頭・面打ち・押花

ーなど ▼文学:俳句・短歌 ▼生

活文化:手芸・草人形・手編み・

リボンアート・革工芸・パッチ

ワーク・パンフラワーなど

作品集要項 22ページを参照

伝統芸能まつり

期間 10月20日(日)
時間 午後0時30分(開場:正午)
場所 本郷ふれあいセンター 多目的ホール
内容 地域に受け継がれている伝統芸能・伝統文化を公演公開することで伝承保存を図りながら地域・世代間の交流を図ります。今年は13団体が出場予定です

芸能発表会

期日 11月10日(日)
時間 午前10時〜午後3時
場所 かすみ公民館
団体 ▼音楽:喜幸会阿見支部▼舞踊:道松会・英美会・欽萃会・若寿会・扇美会・佐保苑会・花あわせ・喜和会・秀麗会・邦の会 ▼芸能:阿見かつほれ道場・君島芸能保存会・曙面舞会・阿見詩吟会・阿見吟詠談風会・ピカケ・アロハココナッツ・プメハナ

図書館の催し

●古本市(古本配布)
期間 10月19日(土)〜11月10日(日)
時間 午前9時〜閉館まで
場所 図書館玄関
内容 除籍本を希望者に配布

かみしばい会

期日 11月3日(日)
時間 午後2時〜2時30分
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 紙芝居の会『レインボー』

絵本の読み聞かせ

期日 11月5日(火)
時間 午前10時30分〜11時
場所 図書館1階おはなしコーナー
出演 おはなしポシェットの会

映画会

期日 ①11月9日(土) ②24日(日)
時間 ①午後2時から
場所 図書館2階視聴覚室
題名 ①『おしりたんてい4 プックいとうたいたんてい』(80分) ②『銀幕を知る男「毒蝮三太夫」が選ぶ発掘!昭和の大スター映画F3時代劇編3 刺青判官』(93分)

大人のおりがみ教室

期日 11月9日(土)
時間 午前10時〜正午
場所 図書館2階視聴覚室
講師 増田智美氏
募集人数 20人



各ふれあい地区館の催し



▲おとなのおりがみ教室

※各地区とも内容は「舞台発表・作品展示・ミニゲーム」などです

阿見地区『ふれあいイベントまつり』

期日 11月17日(日)
時間 午前10時〜午後0時45分
場所 町民体育館

実穀地区『地区館まつり』

期日 11月17日(日)
時間 午前9時〜午後0時30分
場所 旧実穀小学校

吉原地区『吉原ふれあい広場』

期日 10月13日(日)
時間 午前9時〜午後0時30分
場所 旧吉原小学校

本郷・あさひ地区『地区館まつり』

期日 11月17日(日)
時間 午前9時〜午後0時30分
場所 本郷ふれあいセンター

君原地区『地区館まつり』

期日 11月17日(日)

時間 午前9時〜午後2時
場所 君原公民館
 ※地区在住者芸術作品展、ふれあい茶会も開催

舟島地区『地区館まつり』

期日 11月17日(日)
時間 午前8時45分〜午後1時30分
場所 舟島ふれあいセンター

阿見第一地区『地区館まつり』

期日 10月13日(日)
時間 午前9時〜午後3時
場所 かすみ公民館

阿見第二地区『ふれあいの集い』

期日 10月13日(日)
時間 午前8時45分〜午後4時
場所 阿見第二小学校

『ふれあい地区館スポーツ交流会』

期日 11月24日(日)
時間 午前8時30分〜午後5時
場所 町民体育館

内容 ふれあい地区館対抗 輪投げ大会・ソフトバレーボール大会



▲ふれあい地区館の催し

※22ページに続く

● 第 40 回町芸術展作品募集 ●

町芸術展は、いきいき学びの町 AMI 生涯学習フェスティバルの一環として開催しています。
第 40 回町芸術展の作品募集要項が次のとおり決まりました。あなたの力作を応募してください！

開催日時: 10月27日(日)～11月3日(日) 午前9時～午後5時 ▼11月3日(日)は開館

※10月27日(日)は正午から。11月3日(日)は正午まで

展示会場: 中央公民館(1階フロア・多目的室)

作品搬入: 10月27日(日)午前10時～正午(文化協会出展者は午前9時から)

※27日(日)以外は、一切受け付けません

作品搬出: 11月3日(日)午後1時～5時(11月6日(水)～11月7日(木)会場撤収) ※会期の終了まで、展示会場にて搬出の準備は絶対に行わないでください

搬入時の注意: ▼出品される人は、雅号・俳号等のほか、必ず本名を記入してください

▼額装・パネル等の作品は、必ず金具等を取り付けて出品してください

▼出品作品を申込書に記入してください

作品展示: ▼各展の展示についての異議については一切受け付けません

その他: ▼展示期間中継続して展示できない人は出品をご遠慮ください

▼「文化財展」の展示が同じ中央公民館フロアを使用して行われます

▼団体で参加される場合、作品搬入時の受付係をお手伝いいただく場合があります

▼開催期間中は原則として、団体ごとに当番をおいてください

※事務手数料: 今年度から、一般参加の1団体、1個人あたり、500円の事務手数料を徴収します(出品申し込み時にお支払いとなります)。文化協会加入団体は、年会費1,000円から充当しています

● 出品要領

種 目 美術・生活文化・古典芸能・文学—各展

応募資格 町内在住または町内に勤務する人で、満16歳以上の人

作品条件 自己制作したもので、原則として未発表のもの

申込方法 10月6日(日)までに、直接中央公民館に申し込んでください

※参加者名簿も合わせて提出してください

● 応募条件

▼美術

日本画・水墨画・洋画・植物画 一人2点以内。6～50号。額装

書 道 一人2点以内。条幅・茶掛とし、表装を原則としますが、仮巻でも可とします(条幅の場合は全長240センチメートル以内)

ペン習字 一人2点以内。半切以内。額装

篆 刻 一人2点以内。半切以内。額装

写 真 一人2点以内。白黒・カラーとも四ツ切以上全紙まで。組写真可。パネルまたは額装

ちぎり絵 一人2点以内。4～20号。額装

木彫・陶芸 一人2点以内。大きさは制限しません

七宝焼 点数・大きさとも制限しません

絵手紙 一人2点以内。大きさは制限しません

獅子頭 一人1点

面打ち 一人2点以内

押 花 一人2点以内。額装

▼生活文化

手芸・草人形・手編み・リボンアート・革工芸 一人2点以内。横70センチメートル以内

パッチワーク・パンフラワー 一人2点以内

▼古典芸能

生 花 一人1点。50センチメートル四方とし30杯で締め切ります。流派は問いません

▼文学

俳 句 兼題「蕎麦の花」と当季雑詠通して3句。10月10日(木)までに、事務費500円(切手可)を添え中央公民館に提出または郵送してください

※俳句会: 10月18日(金)午後1時30分～3時

会場: 中央公民館1階多目的室

短 歌 10月3日(木)までに、未発表の詠草1首をハガキに書いて中央公民館に投歌してください

※短歌会: 10月11日(金)午前10時～午後3時

会場: 中央公民館2階学習室A

会費: 2,000円(諸経費・昼食代含む)

● 応募先・問い合わせ

〒300-0333 阿見町若栗 1886-1

生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526



▲さまざまな作品を鑑賞することができる芸術展

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展「予科練の心情手紙と日記を読む」開催

収蔵資料展を開催します。今回は、収蔵資料展として引き続き開催展示している町(当時:阿見村)出身の予科練習生木村孝正さんの日記全文と、常設展3室「心情」に収録しきれなかった手紙を読んでもらうように展示します。

- ▼期 日:10月4日(金)～12月15日(日)まで
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)
- ▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料:常設展チケットで観覧可

木村孝正さんの日記の一部▶



無料開館日(即位礼正殿の儀)

即位礼正殿の儀に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

- ▼期 日:10月22日(火)
- ▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

有料道路利用促進キャンペーンに協力しています

県道路公社が開催している有料道路利用促進キャンペーンに協力しています。開催期間中の土・日・祝日に、当館窓口にお申し出いただければ、県内有料道路(下総利根大橋、水海道、若草大橋)の片道無料券を進呈します。

※車両1台につき片道無料券1枚を差し上げます

- ▼期 限:12月1日(日)まで

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型を展示しています。毎週日曜日および祝日に、格納庫前に引き出して展示しています。ぜひご覧ください。

- ▼公開日:開館日に公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館。雨天および強風の場合は公開中止
- ▼時 間:午前9時～午後4時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前
- ▼観覧料:無料



▲実物大で再現された『零戦』

◎学芸員のつぶやき

今回は海軍の艦に付けられた名前のお話です。海軍で使用された戦艦には主に旧国名が用いられました。以下に進水した順に並べますと、丹後・相模・周防・肥前・薩摩・安藝・河内・摂津・山城・伊勢・日向・長門・陸奥・加賀・土佐・大和・武蔵・信濃などがあります。ほかにも計画のみだったものに紀伊・尾張。戦艦ではなく巡洋艦に和泉・出雲などがあげられます。

さて、ここまで来て、お気づきでしょうか。茨城の旧国名「常陸」はありません。

インフォメーション

お知り 新しい民生委員・児童委員を紹介します

一区北区の新しい民生委員・児童委員が、9月1日付けで委嘱されました。



小林 信一
☎887-1392
一区北

■ 社会福祉課 社会福祉係
☎888-1111 (162)

募集

1 『喜楽座地元阿見町感謝の公演』開催

喜楽座は井坂流津軽三味線家元、井坂斗絲幸氏が率いる若手と楽器ユニットです。日本伝統芸能を総合的に演じ、伝統芸能を新しい側面からとらえた、若さと迫力あるパフォーマンスで人気を博しています。

津軽三味線と舞踊の全国大会ではともに優勝に輝いており、国内公演・アジア・ヨーロッパなどの海外での公演や、TV雑誌・ラジオ等への出演など、その活躍は多岐に渡ります。

今回は、地元阿見町で喜楽座の真骨頂をお見せし、皆さまに楽しんでいただきたいと思えます。どうぞ、お楽しみに！

▼日時 10月13日(日)午後1時30分開演(開場:1時)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼料金 3000円(全席自由席)

▼申込方法 ●喜楽座本部(岡崎1-8-12 ☎88710571)でチケットを直接販売▼文化協会事務局(中央公民館)では申込のみ受付、当日に会場でチケットと料金を引換

2 『町のおたから新たに2つ新規指定有形文化財紹介展示』開催

8月8日、2件の考古資料が新たに町指定文化財に指定されました。吉原向遺跡出土の「鉄斧形土製品」と小作遺跡出土の「墨書土器」です。平成22年3月に霞ヶ浦海軍航空隊関係遺産が史跡に指定されて以来、町としても久しぶりとなる新たな文化財の誕生となりました。つきましては、町内の各公民館、各ふれあいセンターを巡回する形で展示を行います。町の新たな「おたから」のお披露目となりますので、ぜひ見いらしてください。

▼期日・場所 ▼9月28日(土) 10月31日(木)・君原公民館

▼11月1日(金)・29日(金)・かすみ公民館 ▼11月30日(土) 12月27日(金)・本郷ふれあい

いセンター ▼12月28日(土) 令和2年1月31日(金)・舟島ふれあいセンター ※展示期間は短縮することがあります

▼展示品 ●鉄斧形土製品・古墳時代中期(約1600) 1500年前)に作られた祭祀やまじないの道具で、袋状鉄斧という斧の刃の形を真似て作った土製品です。細部まで非常に丁寧な作りをしており、古墳時代人の造形の巧みさを感じさせます。斧形の土製品は県内でも初めての出土例となる大変貴重な資料です

●墨書土器・平安時代前期(約1100年前)の土師器といわれる素焼きの器です。内面に仮名字で文章が墨書きされています。文の意味は判明していませんが、和歌が長歌の一部であると推測されています。中央から派遣されてきた官人たちが宴の席で器に歌を書き記す、そんな雅な景色が思い浮かぶ資料です

3 『益子を歩こう』参加者募集

期日 11月3日(日) ※小雨決行
時間 午前8時中央公民館出発(午後4時30分帰着予定)
行き先 益子町内・益子陶器市約8km(栃木県芳賀郡益子町)

募集人数 50人(定員で締切)

対象 町内在住の20歳以上の人

参加料 500円 ※当日不参加の場合でも返却不可

申込期間 10月19日(土)・20日(日)午前9時~午後5時

申込方法 各公民館・ふれあいセンターに備え付けの申込用紙に必要事項を明記し、左記へ持参、説明会に出席する

説明会 10月26日(土)午前10時30分から中央公民館3階集会所で開催 ※参加料持参。説明会欠席の場合は参加辞退とする

生涯学習課(中央公民館内) 〒300010333 阿見町 若栗1886-1 ☎888-2526

荻島光明さん「旭日双光章」受章

令和元年春の叙勲にて、元町議会議員の荻島光明さんが旭日双光章を受章されました。この度の受章は、7期28年にわたり、町議会議員として地方自治の発展に尽くされた功績が認められたことによるものです。おめでとうございます。



▲荻島光明さん

政策秘書課 ☎888-1111 (281)

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (前法務省代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹

郵便局 TEL. 029-804-0382
コンビニ E-mail: ami-shihousuyoshi@jcom.zaq.ne.jp

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

住まいに関わる事ならお任せ下さい

新築 リフォーム リノベーション 不動産買取販売

TEL. 029-888-6119 まずはご相談下さい

株式会社 ネロ・デザイン
http://www.nelldesign-iecoco.com/
稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102



インフォメーション

募集 健康づくり課から①・②

- ①「骨盤周りを意識して お腹ほっそり講座」参加者募集
インナーマッスルを使って「お腹ほっそり」を目指しましょう。肩こり・腰痛・尿漏れ予防にも効果がある少しの時間でできる体操です。ここところからだをリフレッシュしましょう。
▼日時 10月30日・11月6日・13日・20日・12月4日の水曜日(全5回)、午後1時30分～2時30分
▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」
▼対象 町内在住の65歳未満の女性
▼参加料 無料
▼定員 20人(申込者多数の場合抽選)
▼講師 町理学療法士
▼申込期間 10月10日(木)まで
▼申込方法 電話または直接下記に申し込む
②「骨髄移植ドナー支援事業」をご利用ください
町では、骨髄移植およびドナー登録の推進に寄与し、血液難病患者の治療機会の拡充を図るために、骨髄・末梢血幹細胞を提供したドナーに対して、補助金を交付しています。詳細は下記にお問い合わせください。
▼助成金額 骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して、

- 提供のための通院や入院1日につき2万円を交付します
※1回の提供につき限度額は14万円(入院7日分)まで
▼助成対象 左記すべてに該当する人 ※ドナー休暇制度(骨髄等の提供に係る休暇を有給休暇とする制度)を設ける企業・団体等に所属する人は除く
▼(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄などを提供した企業・団体等に所属し、給与やその他の給付を受けている町住民基本台帳に登録されている
▼町税に滞納がない
▼①健康づくり課 ☎888-12940 ▼②骨髄ドナー登録について(公財)日本骨髄バンク ☎03-152280-1789

募集 体育協会から①・②

- ①「町民卓球大会」参加者募集
▼日時 11月30日(土) ▼受付 午前8時30分から
▼場所 町民体育館
▼内容 団体戦(一般男子の部・一般女子の部)、試合方式は4シングル・1ダブルス
▼対象 町内に在住・在勤・在学または、近隣市町村に在勤・在学している人
▼参加料 1チーム20000円

募集 県立農業大学校 入学生募集

- 県立農業大学では、左記のとおり入学生を募集します。
本校は農業の担い手の養成・指導的役割を果たす農業者等の育成を目的としており、農業の実践力を養い大学への編入資格も得ることもできます。
▼募集学科・人員 ①農学科40人

代外 武器学校土浦駐屯地 開設67周年記念行事開催

- ▼期日 10月19日(土)
▼場所 陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校 ※公共交通機関でお越しください
▼内容 記念式典・装備品展示・戦車試乗体験等
■武器学校広報救護班 ☎887-1171

代外 武器学校土浦駐屯地 開設67周年記念行事開催

- ▼授業料 年間約12万円
■県立農業大学校 ☎029-292-0010
■http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nodai/index.html

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

【注文住宅】
長期優良住宅
高耐震住宅

～自分らしい生活～
介護住宅改修
○介護保険を上手に使う
○手探り対、バリアフリー

～健康・快適住宅～
抗酸化工法の家
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29)第22375号 【本 社】阿見町実穀1283-10
TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら
LIXILリフォームショップ

茨城県知事免許(5)第5548号

有限会社 美都ツ和

<住まいの相談室>
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

<不動産のご相談>
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目45-45 **TEL.029-874-2118**
【阿見店】阿見町中央1-5-32 **TEL.029-891-2200**

インフォメーション

お知らせ

10月は土地月間です！
土地取引後には届出を！
10月は土地に関するさまざまな普及活動を行う「土地月間」です。

一定面積以上の土地取り引きを行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は町の都市計画課に届出を行う必要があります。

●届出の必要な面積 市街化区域2千㎡以上、市街化区域以外の都市計画区域5千㎡以上、都市計画区域外の区域1万㎡以上

●届出の必要な取引 売買・交換・共有物持分の譲渡・一時金を伴う地上権、賃借権の設定または譲渡等

●届出期限 契約締結日を含めて2週間以内

▼その他 詳細は左記にお問い合わせください

■都市計画課 ☎8881-1111 (231)

代外

町シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 10月8日(火)
▼時間 午前9時30分から1時

お知らせ

建築物を解体予定の人へ

発注者は、延べ面積80㎡以上で特定建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建物の解体工事をする場合、建設リサイクル法の届出が必要です。なお、解体工事を行うには、自主施工を除き建設リサイクル法の解体工事業の登録または建設業の許可が必要になります。詳細は左記にお問い合わせください。

■建設リサイクル法の届出
について：県南南県民センター
1 建築指導課 ☎822-7079
2 建設リサイクル法の解体工事業の登録について：県検査指導課 ☎029-30114386

代外

令和元年度第2回元氣いばらき就職面接会（つくば会場）開催

県では、現在お仕事を探し

問程度

▼場所 町シルバー人材センター（総合保健福祉会館）さわやかセンター（別館）

▼対象 当センターの趣旨に賛同し健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人（入会承認制）

■（公社）町シルバー人材センター ☎8881-2036

中の人を対象に就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者や直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前予約不要、参加料無料です。

▼日時 10月24日(木)午後1時20分～3時30分(受付：1時から)

▼場所 つくば市役所本庁舎2階201会議室（つくば市研究学園）

▼対象 現在お仕事を探している人

▼参加企業数 約25社
■いばらき就職支援センター 県南地区センター ☎825-3410

代外

学生の皆さんへ！

就職面接会を開催します

大学院・大学・短大・専修学校等（高校は除く）の令和2年（2020年）3月卒業予定者および既卒未就職者（おおむね卒業後3年以内）を対象に、県内企業を集めた「チャレンジいばらき就職面接会（後期）」を開催します。

面接会は午前の部から午後の部にかけて行われますので、ぜひご参加ください。事前申込不要・参加料無料です。履歴書を複数お持ちください。外国人留学生も参加可能です。詳細は下記にお問い合わせください。

▼日時 ①10月2日(水) ▼午前の部：午前10時30分～午後0時30分 ▼午後の部：午後2時～4時 ②10月21日(月) ▼午前の部：午前10時30分～午後0時30分 ▼午後の部：午後2時～4時

▼場所 ①ホテルレイクビュー 水戸（水戸市宮町） ②ホテルマロウド筑波（土浦市城北町）

▼参加企業数 ①200社（午前・午後各100社） ②134社（午前・午後各67社）

▼その他 詳参加予定企業等の最新情報は面接会ホームページ（<https://www.prelbaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/richallenge.html>）をご覧ください。県ホームページからもご確認いただけます

■県労働政策課 ☎029-30113645

お知らせ

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 10月1日(火)～3日(木)、8日(火)～10日(木)、16日(水)～17日(木)、24日(木)、29日(火)～31日(木)、日没から約3時間以内（各機2時間基準）

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎84211211 (3420)

〈広告欄〉

夢失勿生人～人生夢失うことなかれ～

<入試説明会> 10月12日(土)・26日(土)
9:00AMより本校にて 11月23日(土)

※お申し込み方法については、ホームページをご覧ください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL <https://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

<入試説明会> 10月20日(日) 9:00より本校にて
<専願入試> 11/30・12/14 <一般入試> 12/14・1/18

※入試説明会は、本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校附属中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL <https://www.kasumi.ed.jp/junior/>



インフォメーション

募集 町地域包括支援センターから①・②

①「介護者交流会（バス旅）」
参加者募集

左記のとおり在宅で高齢者等を介護している人を対象に交流会を実施します。ぜひご参加ください。

▼日時 11月5日(火)午前9時20分集合、午後3時解散

▼集合場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼場所 伊能忠敬記念館と街並み散策・道の駅水の郷さわら(千葉県香取市佐原)

▼対象 自宅で高齢者等を介護している人

▼参加料 2,200円(昼食代は別途自費になります)

▼募集人数 18人(定員で締切)

▼申込期間 10月23日(水)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼その他 参加者には、後日詳細をはがきでご案内します

②高齢者の「福祉用具と住宅改修」参加者募集

▼日時 10月29日(火)午後1時30分～3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

▼内容 福祉用具と住宅改修、介護保険の利用でできること、保険外でできること

とく▼福祉用具や自動具の紹介

▼講師 パナソニックエイジフリーシヨップつくば職員

▼対象 町内在住・在勤の人

▼参加料 無料

▼募集人数 30人程度

▼申込期間 10月28日(月)まで

※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

代外「法の日」 司法書士法律相談開催

法務省では、昭和35年以来、毎年10月1日からの1週間を「法の日」としています。

この週間にちなんで、茨城司法書士会による司法書士法律相談会が開催されます。

当日会場に直接来られない人も、茨城司法書士会館に電話をかけることで相談することができます。お困りのことがございましたらぜひご利用ください。

▼日時 10月5日(土)午前10時～午後3時

▼場所 土浦市亀城プラザ

▼内容 借金・土地および建物・相続・裁判・会社等に関する相談・登記相談

■茨城司法書士会館 ☎029-225-0111

うしくあみ斎場利用料金改定のご案内

10月1日より、うしくあみ斎場の利用料金を下表のとおり改定します。ご不明な点などがございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

▼利用料金(圏域内にお住まいの人)

区 分			単位	使用料(円)	区 分			単位	使用料(円)
斎場	大式場 (定員120人)	告別式	1回	62,800	火葬	大人(13歳以上)	1体	5,000	
		通夜		62,800		小人(13歳未満)	1体	3,000	
	中式場 (定員80人)	告別式		47,100		死産児	1体	2,000	
		通夜		47,100		改葬	1改葬	2,000	
	小式場 (定員60人)	告別式		31,400		肢体	1包	2,000	
		通夜		31,400		産じょく汚物類	10kg	2,000	
	家族葬式場 (定員23人)	告別式		15,700	待合室	火葬時(2時間まで)	1室	5,200	
		通夜		15,700		通夜時(午後9時まで)	1室	5,200	
遺体保管庫	1棺	1日	5,200	収骨後(2時間まで)		1室	5,200		

※圏域外にお住まいの人の利用料金については、牛久市ホームページ (<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/dir000056.html>) をご覧ください

■牛久市・阿見町斎場組合事務局(牛久市役所内) ☎029-873-2111(1565) ■029-871-2260

〈広告欄〉

5億円 ハロウィンジャンボ
1等前後賞合わせて5億円
1等3億円、前後賞各1億円

3千万円 ミニ ハロウィンジャンボ
1等前後賞合わせて3,000万円
1等2,000万円、前後賞各500万円

9月24日(火) 各1枚300円
2種類同時発売!

発売期間 9月24日(火)～10月18日(金)

宝くじに関するお問い合わせ / 03-3535-9033 [みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 10月3日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,738人 (+ 37) ▽9月1日現在
- 男性 23,654人 (+ 27) ▽常住人口ベース
- 女性 24,084人 (+ 10) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,897世帯 (+ 24) ▽情報広報課調べ

10月の納税等

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)
納期限 10月31日(木)

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)
介護保険料(5期)
納期限 12月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 8月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	128件(1,020)
出場件数 183件(1,464)	交通事故	10件(116)
	一般負傷	26件(180)
	その他	19件(148)
	合計	183件(1,464)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店